

(案)

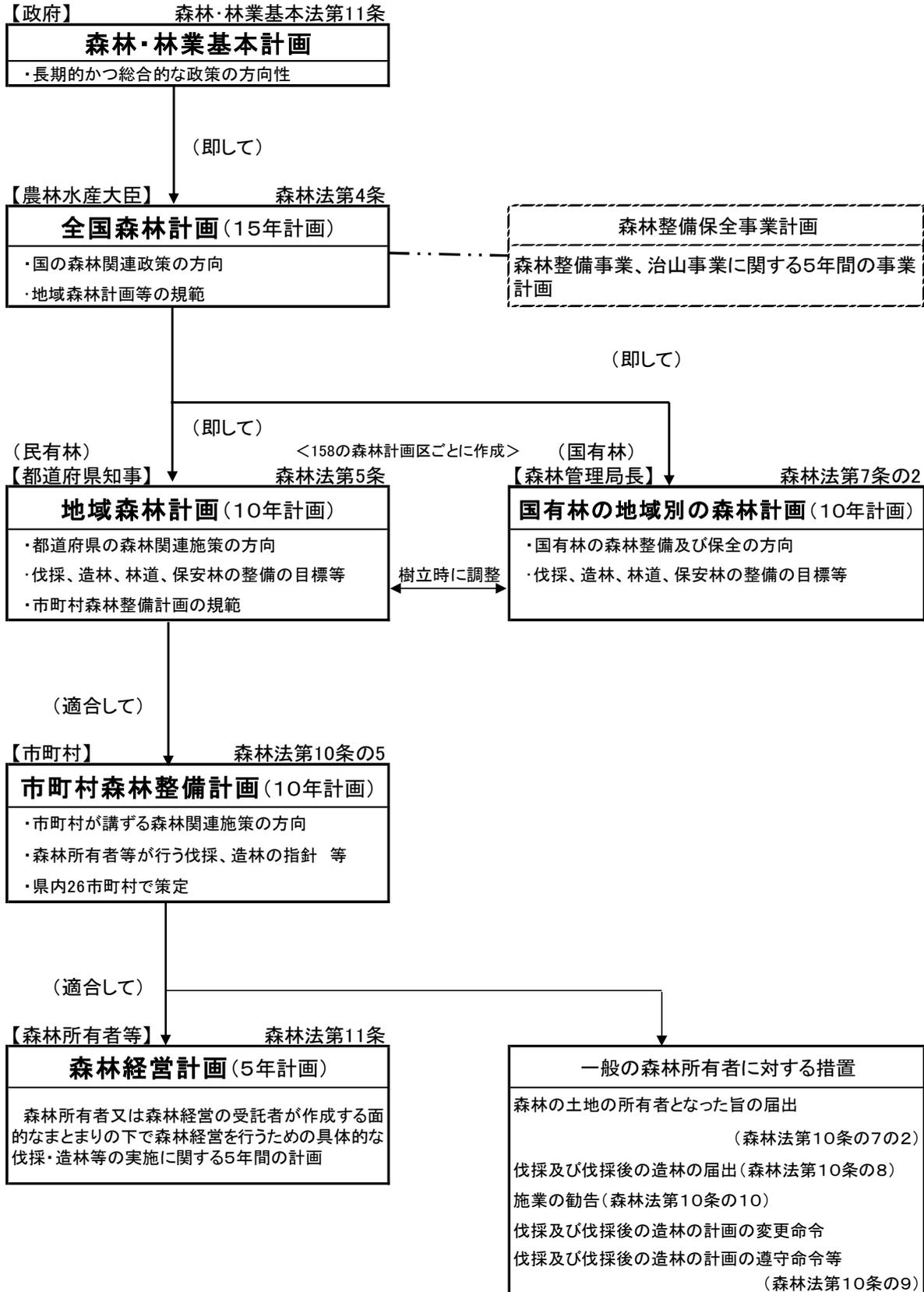
地域森林計画書

(富士川中流森林計画区)

自 令和 7年 4月 1日
計画期間
至 令和17年 3月31日

山 梨 県

森林計画制度の体系



山梨県森林計画区位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積	2
(2) 自然的背景	3
(3) 社会的経済的背景	5
(4) 計画区内森林の現況	6
(5) その他	9

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積	11
(2) 間伐面積	11
(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積	11
(4) 林道の開設及び拡張の数量	12
(5) 保安施設の整備	12
(6) 要整備森林の施業の区分別面積	12

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	13
(2) 森林の整備に関する事項	13
(3) 森林の保全に関する事項	14

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積	15
-----------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	16
(1) 森林の整備及び保全の目標	16
(2) 森林の整備及び保全の基本指針	17
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	19

2 その他必要な事項	21
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	22
---------------------------------	----

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	22
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	23
(3) その他必要な事項	25
2 造林に関する事項	28
(1) 人工造林に関する指針	28
(2) 天然更新に関する指針	29
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	30
(4) その他必要な事項	30
3 間伐及び保育に関する事項	31
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	31
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	32
(3) その他必要な事項	33
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	34
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	34
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	37
(3) その他必要な事項	37
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	38
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	38
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	38
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	39
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	39
(5) 林産物の搬出方法等	39
(6) その他必要な事項	39
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	40
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	40
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	40
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	40
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	41
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	43
(6) その他必要な事項	44
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	45

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	45
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	45
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	45
(4) その他必要な事項	46
2 保安施設に関する事項	48
(1) 保安林の整備に関する方針	48
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	48
(3) 治山事業の実施に関する方針	48
(4) 特定保安林の整備に関する事項	49
(5) その他必要な事項	49
3 鳥獣害の防止に関する事項	50
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	50
(2) その他必要な事項	50
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	51
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	51
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	51
(3) 林野火災の予防の方針	51
(4) その他必要な事項	51
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	52
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	52
ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	52
イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	53
ウ その他必要な事項	53
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	54
2 間伐面積	54
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	54
4 林道の開設及び拡張に関する計画	54
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	60
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	60
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	62

(3) 実施すべき治山事業の数量	63
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	63
(別冊) 林道・林業専用道 開設箇所位置図	
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	64
(1) 保安林の施業方法	64
(2) 保安施設地区の施業方法	69
(3) 自然公園内の施業方法	69
(4) 砂防指定地の施業方法	71
(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法	71
(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法	72
(7) 史跡名勝天然記念物または県指定文化財に指定された区域の施業方法	72
(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法	72
(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法	72
(10) 風致地区に指定された森林の施業方法	72
(11) 自然環境保全地区等の施業方法	73
(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法	74
(13) ユネスコエコパーク区域の施業方法	74
2 その他必要な事項	74

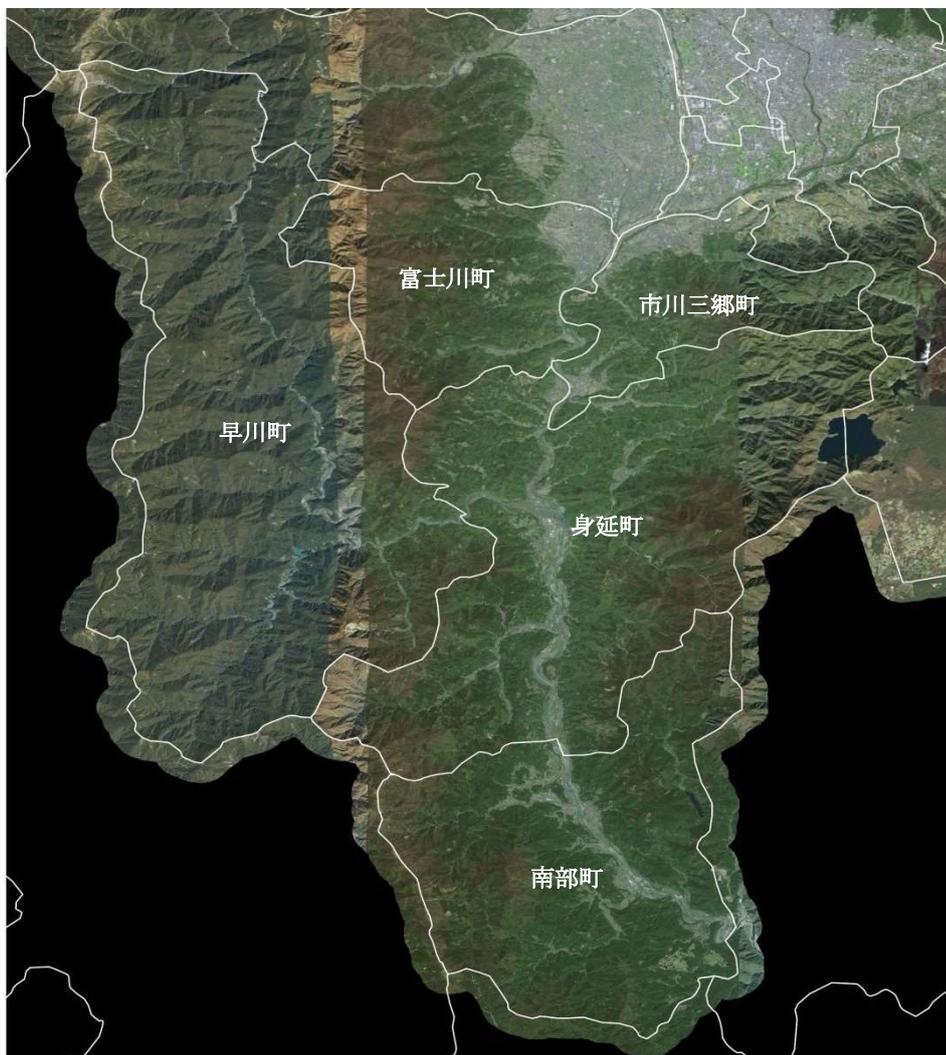
I 計画の大綱

(計画の目的)

本計画は、令和5年10月13日閣議決定された全国森林計画の実効を確保するため、同計画に即して、地域的な特性に応じた伐採、造林、林道、保安林等の整備の目標を定めるとともに、各市町村で策定する市町村森林整備計画の規範を示すことを目的に策定するものである。

計画の期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とする。

計画区の衛星写真



© 日本スペースイメージング(株)

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

●県の南西部に位置し、5町で構成され、県土面積の約24%を占める

富士川中流森林計画区（以下「計画区」という。）は、県の南西部に位置し、全国森林計画で定められた富士川広域流域に属し、行政区域は5町からなる総面積105,999haの区域となっており、県土面積の約24%を占めている。

区分	面積(ha)	割合
富士川中流	105,999	24%
全域	446,527	100%

※令和2年国勢調査より



図1-1-1 計画区位置図

3) 地質

●西側を大断層である糸魚川～静岡構造線、他にも多くの断層が分布

富士川は、日本列島を東西に分割する糸魚川～静岡構造線に沿って流下する河川であり、多くの断層群が分布している。構造線の西側においては、砂岩・粘板岩で構成され、構造線に沿って帯状に分布し、県境をなす急峻な山脈をつくっている。一方、構造線の東側においては新第三紀の火山碎屑岩類・砂岩・泥岩・礫岩を主とする地質が複雑に分布する。北東域にあたる御坂山地の地域は火山碎屑岩類で構成され、南域の富士川沿いの低地帯は各種の固結堆積物と火山性岩石からなっている。

4) 土壌

●大部分は褐色森林土壌、一部暗色系土壌、ポドゾル土壌が見られる

計画区の大部分を褐色森林土壌が占めている。このうち山腹の中部から下部にかけては団粒構造が発達し、一般的に弱酸性である適潤性型土壌が広範囲に分布している。また、山腹の中部には腐植分が少なく、比較的酸性である乾性型の土壌が見られる。

一方、計画区西部の標高1,600m以上では、腐植に富んだ強酸性である暗色系森林土壌が分布し、稜線部には樹木の成長に適さないポドゾル土壌が分布している。

5) 気候

●南部は温暖多雨

計画区中北部は、降水量はやや多いものの、気温はほぼ県平均となっており、南部は温暖多雨で、県下でもスギの生育に適した気候条件となっている。

表 1-2-1 気候

	甲府	切石	南部
降水量(mm/年)	1,162	1,484	2,576
気温(°C)	15.9	14.6	15.8

※平成31年～令和5年の平均 気象庁HPより作成

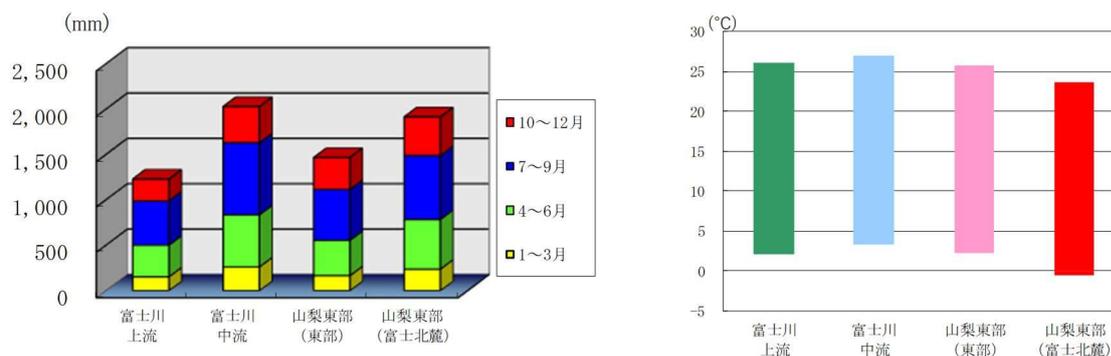


図 1-2-2 地域森林計画区別降水量及び気温分布図

(3) 社会的経済的背景

1) 人口

●計画区内の人口は約5万人で減少している

計画区内の人口は、県全体の6%にあたる47,836人で、人口密度は、県全体の181人/㎢に比べ、計画区内は45人/㎢(区内平均)と低い状況である。

表1-3-1 人口 (単位：人)

区分	令和2年度	平成27年度	増減
計画区	47,836	52,771	-4,935
県全体	809,974	834,930	-24,956
率	6%	6%	

※令和2年国勢調査より

2) 産業別就業者数

●林業従事者の占める割合は、0.6%で県全体の平均より高い

就業者数は、第3次産業が最も高く、第2次産業、第1次産業の順となっており、林業従事者の占める割合は0.6%と県全体の平均よりも高くなっている。

表1-3-2 産業別就業者数

区分	第1次産業		第2次産業	第3次産業	計
		うち林業			
計画区	839	145	7,741	14,783	23,363
	3.6%	0.6%	33.1%	63.3%	100.0%
県全体	28,644	861	118,835	278,037	425,516
	6.7%	0.2%	27.9%	65.3%	100.0%

※令和2年国勢調査より

3) 交通

●中部横断自動車道が全線開通し、早川・芦安連絡道路の建設が進んでいる

産業・経済の動脈である主要な交通網については、JR身延線と国道52号が計画区の中央を流下する富士川に沿って南北に縦断し、甲府市と静岡県富士宮市や静岡市を結んでいる。また、令和3年には中部横断自動車道(双葉～新清水区間)が全線開通し、交通網の充実により、物流の拡大、産業の発展などの様々な効果が生じている。

また、早川町においては主要地方道甲斐早川線(早川・芦安連絡道路)が建設中であり、通年での観光、災害時の孤立集落の解消などにおいて大きな効果が期待されている。

(4) 計画区内森林の現況

●国立公園である南アルプスは、ユネスコエコパークにも登録される

計画区の森林は、県土の保全、水資源の確保、洪水の防止など県民が生活する上で重要な役割を担っている。

一方、南アルプス国立公園や富士箱根伊豆国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園に指定されている区域もあり、自然景観に恵まれた地域となっている。更に、平成26年6月に南アルプスはユネスコエコパークにも登録され、わが国を代表する自然環境を有しており、観光・保健・文化・教育面等からも重要な地域となっている。

1) 森林の所有構造

●私有林が60%、1ha未満の小規模な所有形態が多い

森林の所有形態の内訳は、次のとおりである。

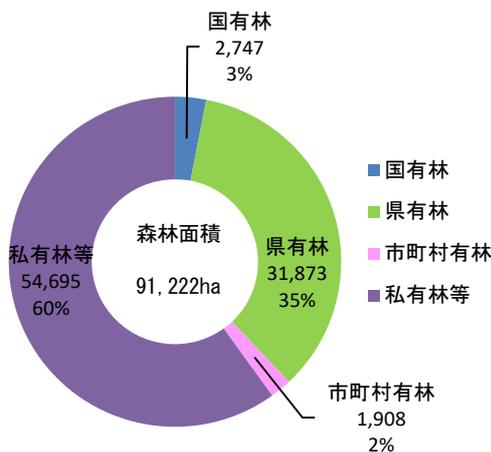


図1-4-1 森林所有形態 (単位 面積:ha)

私有林の所有形態では、1ha未満の所有が65%を占め、1箇所あたり面積も1ha未満が79%と小規模、零細な構造となっている。

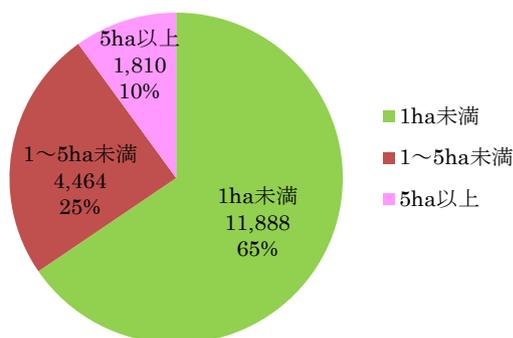


図1-4-2 森林所有規模別 (単位 所有者数:人)

2) 森林資源の状況

●天然林が53%と半分を占め、人工林では、ヒノキ（39%）、スギ（30%）が多い

森林資源の状況については、次のとおりである。

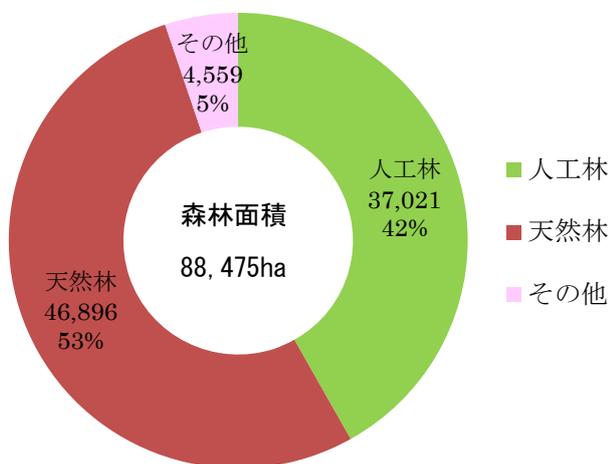


図1-4-3 森林資源 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

人工林率は、42%とほぼ半分が人工林となっており、このうちヒノキ、スギの比率が高くなっている。

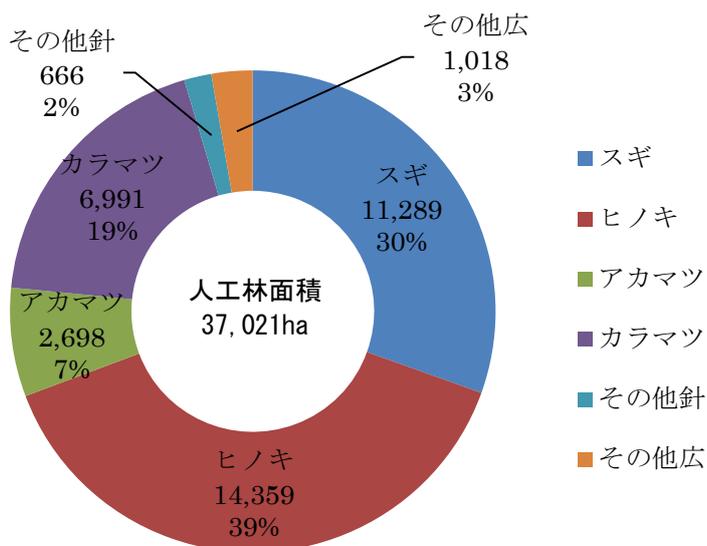
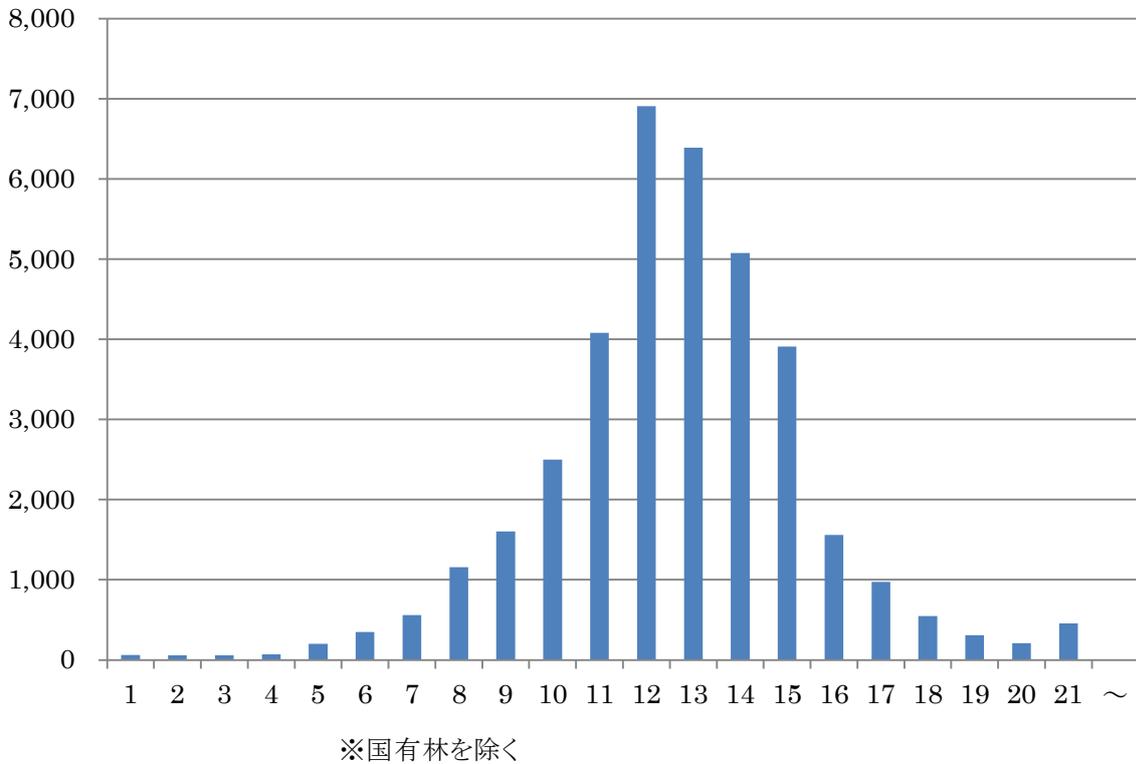


図1-4-4 樹種別構成表 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

人工林の齢級別構成(面積)では、9齢級以上が93%を占め、利用可能な資源が年々増加している。

図1-4-5 齢級別人工林面積 (単位 面積:ha)



人工林の齢級別構成(材積)では、9齢級以上が96%を占め、利用可能な資源が年々増加している。

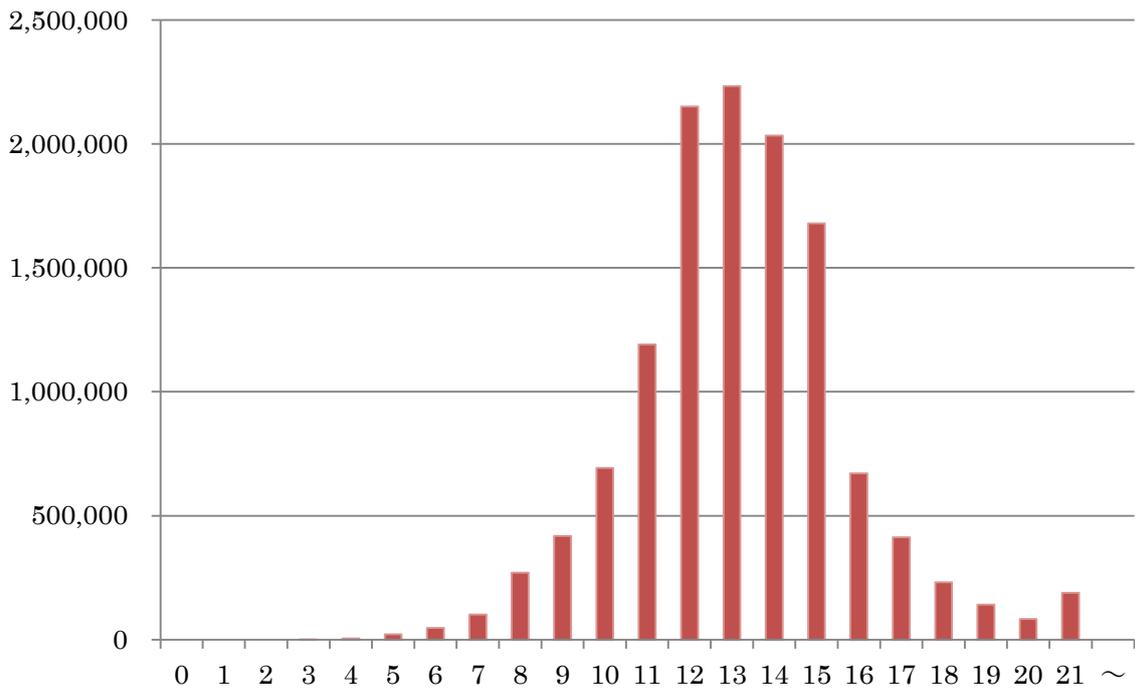


図1-4-6 齢級別人工林蓄積 (単位 蓄積:m³)

※国有林を除く

3) 保安林等の指定状況

●区域の53%が保安林、そのうち約85%が水源かん養保安林

計画区の森林のうち、46,517haが保安林に指定されており、国有林を除く森林の53%を占めている。

表1-4-1 保安林の状況

(単位：ha、%)

区分	水源かん養	土砂流出防備	干害防備	保健	合計
面積	39,518	5,206	122	1,671	46,517
割合	85.0	11.2	0.3	3.6	100.0

注1 四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。

2 面積については、延数である。

計画区には、富士箱根伊豆国立公園の一部794ha、南アルプス国立公園の一部2,732ha、県立南アルプス巨摩自然公園の一部4,285ha、県立四尾連湖自然公園362haが指定されており、合計で8,173haの自然公園等が指定されている。これは、国有林を除く森林の9%を占めている。

(5) その他

1) 身延・南部地域の民国連携による森林整備

●国・県・森林組合が連携、森林整備協定締結

身延・南部地域において民有林、県有林、国有林を一つのまとまった森林として整備するため、林野庁関東森林管理局、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター、県、関係森林組合で協定を締結し、民国連携による森林整備事業が進められている。

2) 身延町の大型木材加工施設

●身延町の合板工場が稼働

令和元年5月、身延町において県内初となる合板工場が稼働を開始し、県産材の新たな需要が生じたことにより、流域内や県内における素材生産・木材流通が活性化するとともに、木材生産事業者の安定的な収入の確保、工場の稼働による新たな雇用、製品出荷等を担う運送業需要等の面で、地域経済の発展に大きく貢献している。

3) 南部町の木質バイオマス発電所

●南部町の木質バイオマス発電所が完成、稼働

令和3年6月、南部町において官民連携による木質バイオマス発電所が完成し稼働を開始しており、森林整備における未利用間伐材等の有効利用や地域公共施設への熱源供給、災害時の電力確保に貢献している。

4) 身延町の新築木造中学校

●身延町に木造中学校が完成

令和6年3月、身延町において大規模な木造の町立中学校が完成し、町産材を含め、木材使用量のうち9割について県産材が使用された。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5箇年分の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりである。

(1) 伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	492	342	70%	152	168	111%	340	174	51%

- ・主伐については、スギ、ヒノキ、カラマツに需要があったことから、計画量に対して111%の実行量となった。
- ・間伐については、間伐対象齢級の森林資源量をもとに計画しており、間伐の着実な推進のため施業集約化に取り組んでいるが、計画の51%の実行量となった。

(2) 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	6,000	1,860	31%

- ・間伐については、間伐対象齢級の森林資源量をもとに計画しており、間伐の着実な推進のため施業集約化に取り組んでいるが、計画量の31%の実行量にとどまった。

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	総数			人工造林			天然更新		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	1,188	251	21%	591	173	29%	597	78	13%

- ・人工造林については、獣害対策を含む再造林経費の負担等により、計画を下回った。
- ・天然更新については、広葉樹の主伐の実行量が計画に比べて少なかったことから、計画を下回った。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区分	開設			改築			改良			舗装		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
合計	29.3	4.6	16%	7.0	1.2	17%	15.8	3.5	22%	3.0	0.7	23.0

- ・人件費及び資材価格のコスト増等により、林道の開設は計画量に対して16%の実行量となっている。
- ・なお、簡易な規格による森林作業道の作設も進んでいることから、路網全体の延長は伸びている。

※森林作業道延長 119km（平成30年度末）→ 183km（令和5年度末）

(5) 保安施設の整備

1) 保安林の指定面積

単位 面積：ha

区分	水源の涵養のための保安林			災害の防備のための保安林			保健風致の保存等のための保安林			合計		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	187	113	60%	200	30	15%	-	-	-	387	143	37%

- ・保安林指定については、森林所有者等の同意の取得が進まなかったため、計画量を下回った。

2) 治山事業施行地区数

単位 地区数

区分	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	97	110	113%

- ・台風災害等により新たに緊急的に実施する箇所が生じたため、計画を上回る実行となった。

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

該当なし。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画は、森林法に基づき、全国の広域流域別に森林の整備及び保全の目標並びにその目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めた全国森林計画に即し、令和2年3月に策定した「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」の実現に向けて森林資源の利活用及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、前計画の実行結果及び評価を踏まえつつ、計画区の現状や地域的な特性を考慮して目標及び計画量を定めたものである。

(1) 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全及び木材等生産といった多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能区分に応じた望ましい森林の姿を示した上で、その実現に向けて多様な森林づくりを推進していく。

(2) 森林の整備に関する事項

1) 森林資源の循環利用の促進

本計画区は、スギ・ヒノキの人工林を中心とした豊かな森林を有しており、戦後に造成された森林が着実に成長してきたことから、この森林資源を有効に活用し資源の循環を図る必要がある。

そのため、今後は主伐を推進していくとともに、計画区内の合板工場や南部町森林組合の共販所・製材工場を中心に木材の利用を促進していく。また、計画区内に整備された木質バイオマス発電施設の燃料として未利用となっている林地残材の活用促進を図る。

伐採跡地については、適正な更新により裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図る。

2) 施業集約化と路網整備による林業の生産性の向上

計画区内の人工林資源の多くは利用可能な時期を迎えており、資源を有効に活用していくことが求められている。

このため、効率的に木材を搬出する体制を確立していくことが重要であり、小規模林地を面的にとりまとめる施業の集約化と路網整備の一層の推進とともに、低コスト作業システムの普及、航空レーザやUAV計測等による高度な森林情報をはじめとするICT等先端技術の活用、林業経営体の経営基盤強化、県産材の需要拡大と安定的供給体制の整備、木質バイオマスの利用促進、林業従事者の確保・育成等に取り組む

ことにより、林業の生産性の向上を図る。

(3) 森林の保全に関する事項

1) 自然公園など貴重な自然の保全・保護

本計画区は富士川を中心として、西側には2,000mから3,000m級の高峰が連なり、標高差が大きいため林相は多様で、様々な動植物が生息、生育する地域であり、南アルプス国立公園及び県立南アルプス巨摩自然公園にも指定されていることやユネスコのエコパークにも登録されていることから、生物多様性保全と森林の利活用との調和を図るための適正な森林管理を実施していく。

また、ニホンジカによる被害は、近年減少傾向にあるものの森林被害は依然として深刻な状況であることから、引き続き被害のおそれのある森林の区域を明確化し、森林被害防除対策を推進する。

2) 災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施

水源涵養機能や山地災害防止機能といった森林の公益的機能の発揮を通じて、地域住民の生命財産を守る災害に強い県土づくりを進めるため、発揮させるべき機能に応じた保安林に指定するとともに、本計画区は、日本列島を東西に分割する糸魚川－静岡構造線が通過し、地形が急峻で、地質も多様なことも踏まえ、溪間工や山腹工等の治山事業及び植栽や本数調整伐等の森林整備事業の実施により保安林の保全や荒廃地の復旧及び災害の未然防止を図る。

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

森林法第 2 条に規定されている森林のうち、自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められ、その有する機能の維持増進を図るため効率的な整備を図るべき民有林を計画対象として定めた。

1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積

単位 面積：ha

区分	面積			備考
	総数	県有林	民有林	
総数	88,475	31,873	56,602	
峡南 林務 環境 事務所	市川三郷町	4,728	604	4,125
	早川町	35,129	16,614	18,514
	身延町	24,014	7,093	16,921
	南部町	15,411	2,587	12,824
	富士川町	9,193	4,975	4,218

※県有林の植樹用貸地は民有林に含む。

※端数処理の関係で、総数は各市町の合計と一致しないことがある。

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の県有林及び民有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、林政部森林整備課、峡南林務環境事務所、計画区の当該市町村とする。
- 3 計画の対象とする森林のうち、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く森林については、森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく開発行為の許可、同法第 10 条の 8 第 1 項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
- 4 計画の対象となる森林は、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

機能区分	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることから、上記の区分には含めていない。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するため適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、森林所有者等から森林組合等が委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適正な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりである。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養 ^{かん} の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

<p>山地災害防止機能／土壌保全機能</p>	<p>災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>美しい景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を図る。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

ア 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3区分を定めることとする。

区 分		現況	計画期末
面 積 (ha)	育 成 単 層 林	33,349	31,399
	育 成 複 層 林	3,827	5,782
	天 然 生 林	51,298	51,293
森 林 蓄 積 (m ³ /ha)		238	245

注1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(※1)により成立させ維持される森林

注2 育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層(※2)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

注3 天然生林は、主として天然力(※3)を活用することにより成立させ維持される森林(天然生林には、未立木地、竹林等を含む。)

※1:「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然箇所更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2:「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3:「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

イ 森林の区分に応じた誘導の考え方

(ア) 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期での伐採と植栽による確実な更新を図る。伐採に当たっては、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能/土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、景観の創出等の観点から、間伐等の繰り返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

(イ) 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

(ウ) 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、いわゆる里山林など下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在して継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

林業の採算性の悪化を背景に、森林所有者の自助努力のみでは適切な森林整備が期待できない森林のうち、公益的機能の高度発揮が求められる森林については、県、市町村、森林整備センター等公的関与による森林整備を推進していく必要がある。

このため、間伐が適切に実施されず荒廃している森林について、森林所有者等と皆伐や転用を一定期間制限する協定を締結した上で、県の森林環境税を用いた森林整備を行い、公益的機能の高い森林へ再生を図る。

また、市町村においては、平成31年4月から施行された森林経営管理法に基づき、手入れ不足となっている私有人工林を主な対象として、森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が森林環境譲与税を活用するなどして自ら経営管理を実施していく。

(2) 民間活力の導入

一般市民やNPO等が行うボランティア活動や森林体験活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られる現状を踏まえ、これらの民間活力の導入による森林整備についても推進する。

第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、各地域の気候、地形、土壌等の自然条件、施業制限の有無、木材の需要動向、公益的機能の発揮など森林に対する社会的要請等を勘案することが重要である。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定める。

立木の伐採のうち、更新（伐採跡地が再び立木地となること。）を伴う伐採である主伐に当たっては、森林の有する多面的な機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

なお、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が過度に連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであるが、その伐採率は30%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には40%以下とする。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持する。

ウ 人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基礎として定める。

【基準】

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

なお、立木の標準伐期齢は、計画区内の標準的な立木の伐採（主伐）の時期として森林施業の指標、制限林における伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない。

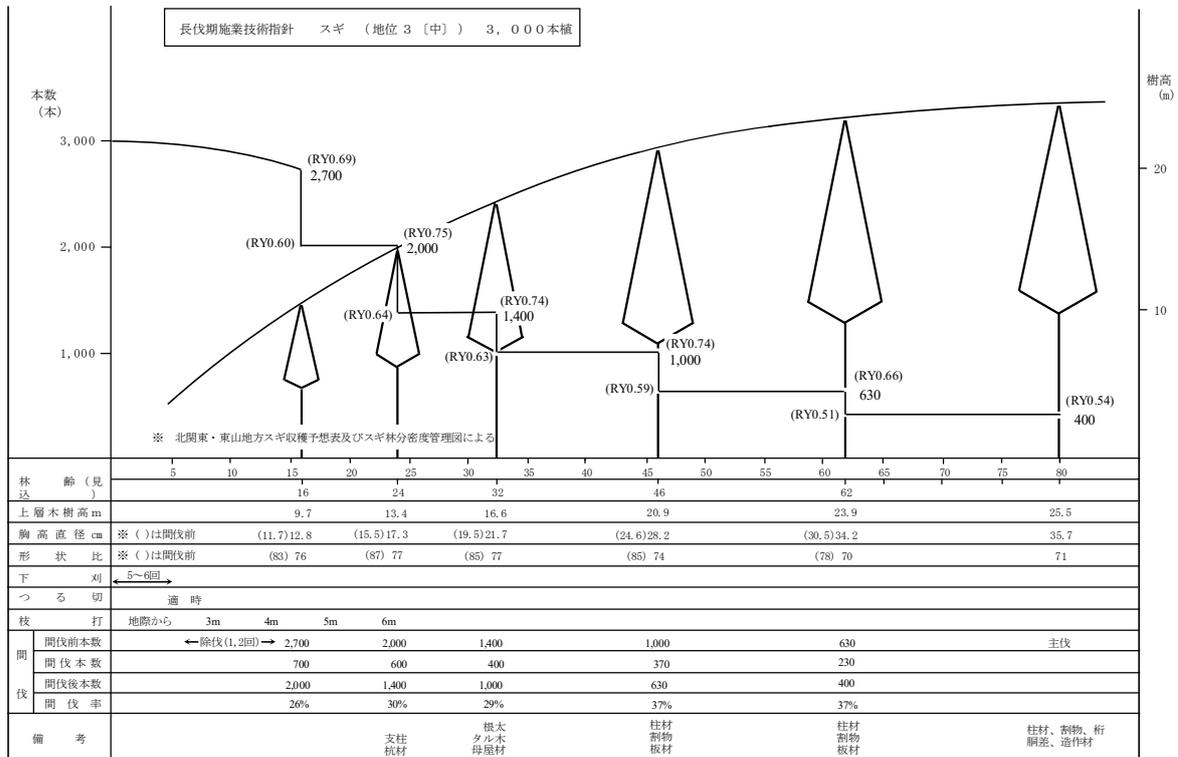
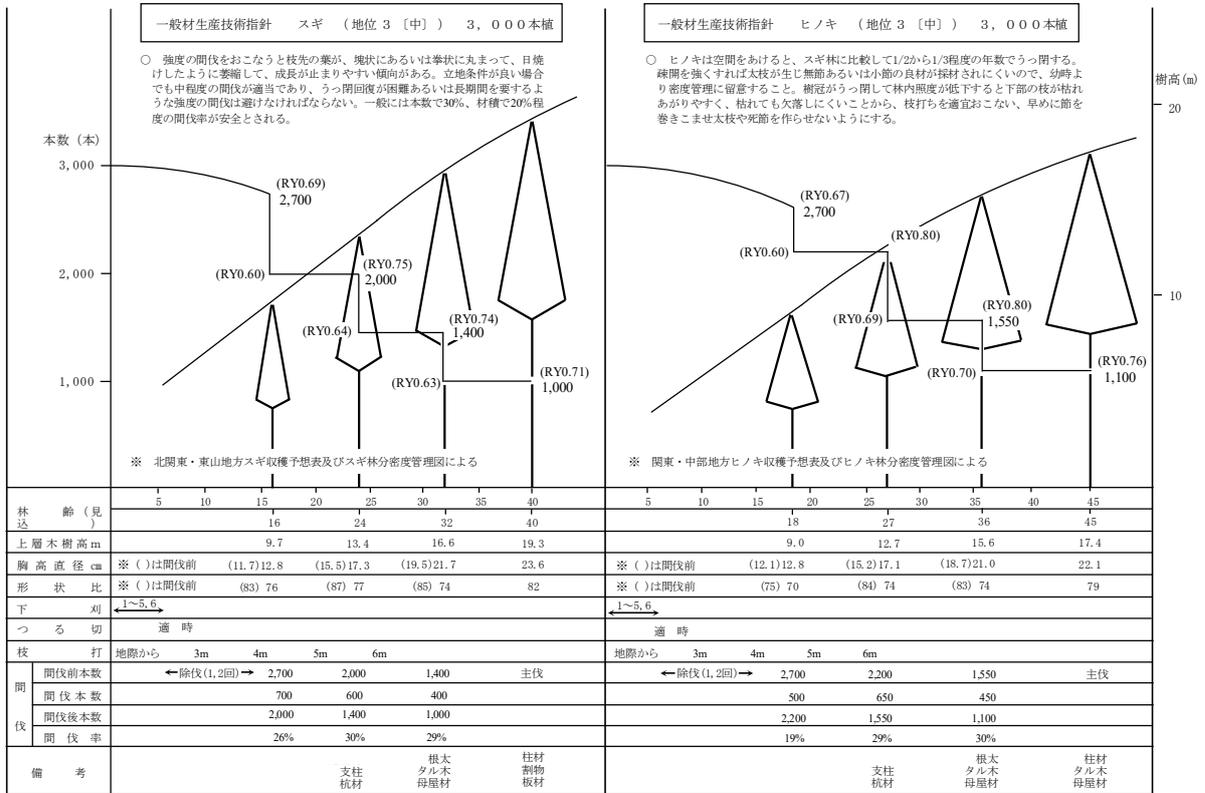
【基準】

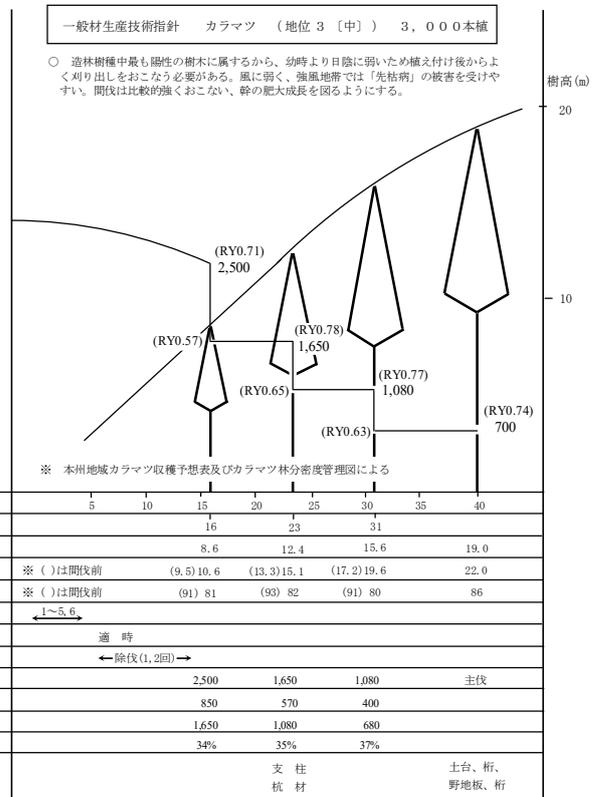
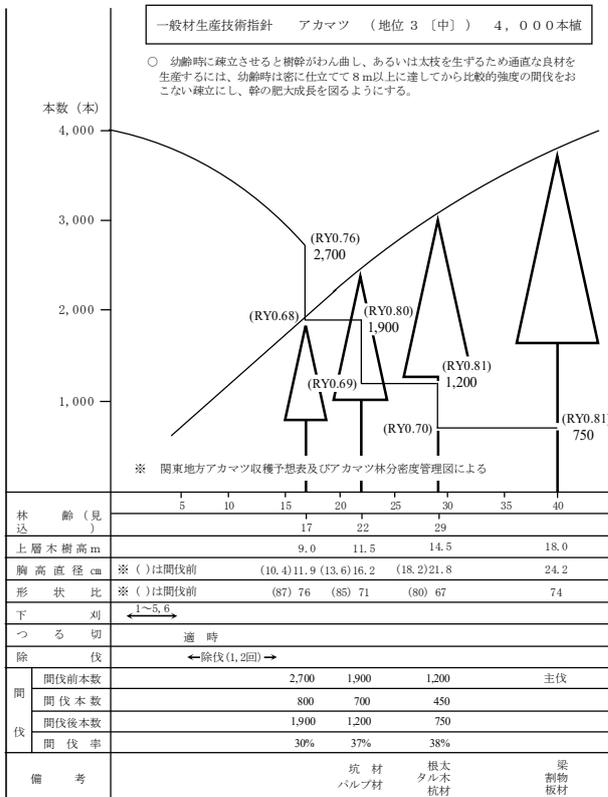
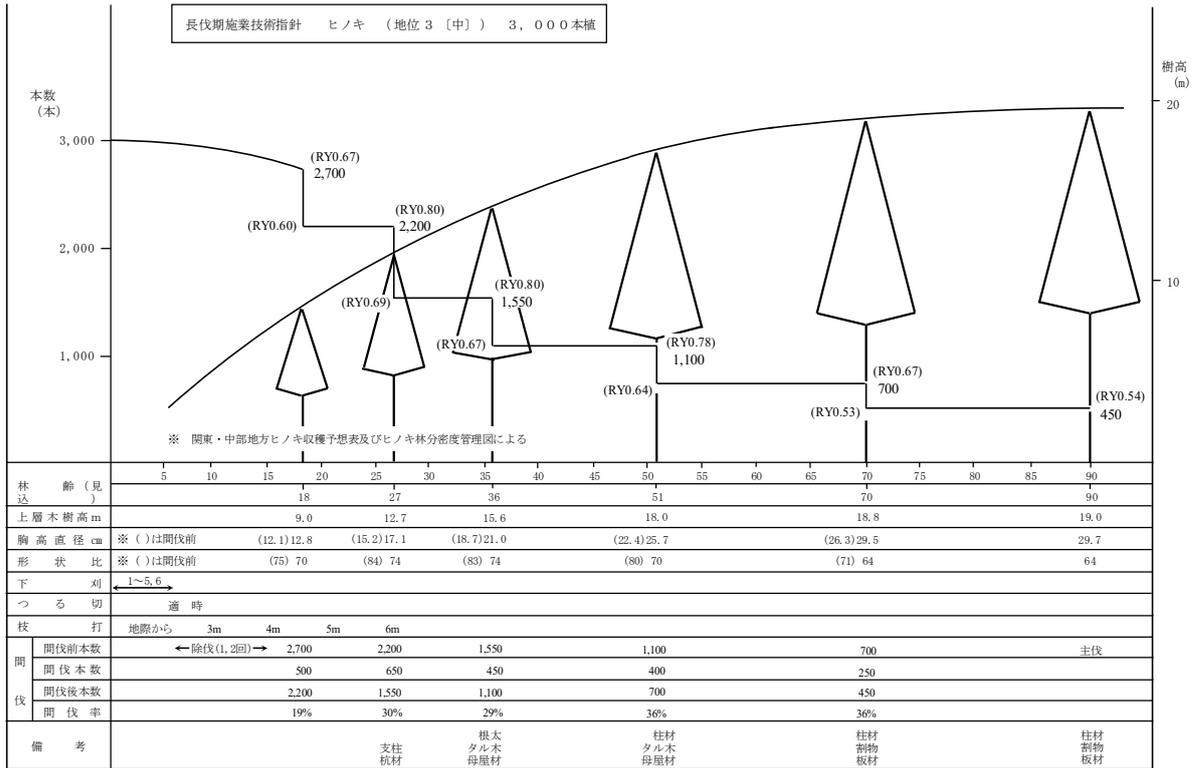
単位：年

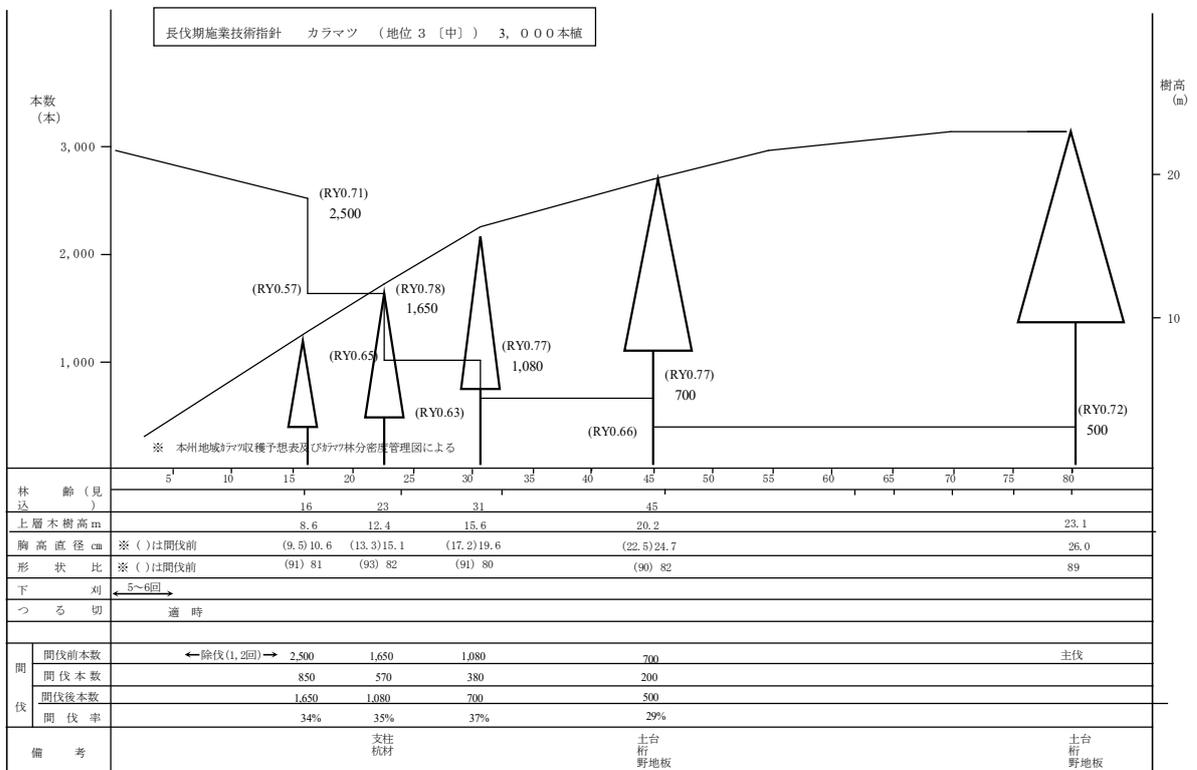
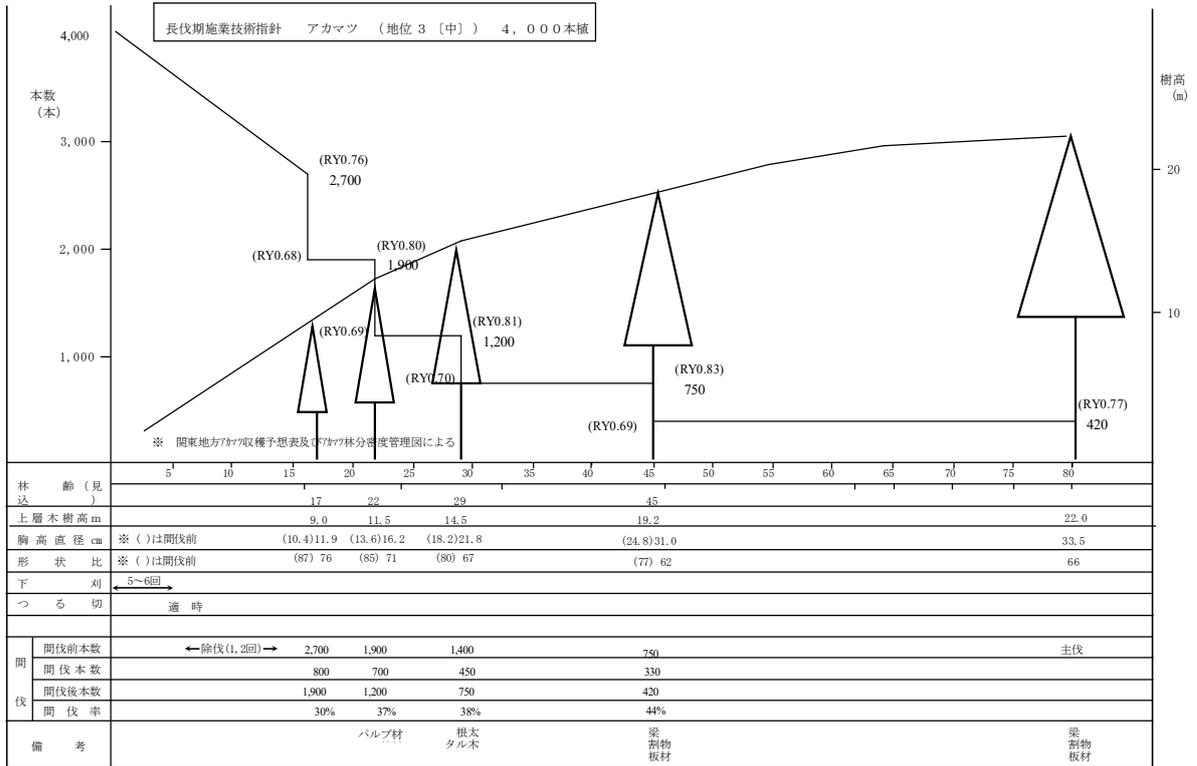
樹種	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
林齢	40	45	40	40	50	70	30	15	50

(3) その他必要な事項

・技術指針 (参考)







2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定める。

また、人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定は適地適木を旨として、各地域の立地条件、既存造林地の生育状況及び獣害の有無を勘案し、成長に優れたものの導入に努め、針葉樹はスギ、ヒノキ、カラマツを主体に選定する。また、広葉樹は郷土樹種をはじめケヤキ、ミズナラ、カエデなどを利用目的別に、針葉樹と同様に諸条件を考慮し選定する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は下表の区分、本数を標準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案し、目的とする森林経営によって定める。

【基準】

(単位:本/ha)

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
中仕立て	3,000 ～ 4,000	3,000 ～ 4,000	4,000	2,000 ～ 3,000	3,000	3,000 ～ 6,000

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋刈り地拵えとするなど適切な方法を選択し実施する。

b 植付方法

気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案しつつ、樹種の生理的条件を考慮し、適期に植付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。

なお、効率的な施業実施と造林の低コスト化の観点から、コンテナ苗の活用や

伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入を検討するとともに、苗木の選定については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の増加に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、皆伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。択伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新するものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行う。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき時期については、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定める。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は天然力を活用し、地表かき起こし、刈出し、ぼう芽等により確実な更新が図られる樹種とし、針葉樹及びクヌギ、コナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、ミズキ、イタヤカエデ、キハダ、ホオノキ、ミズナラ、その他高木性の郷土樹種を定める。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる1～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽整理を行う。

天然下種更新については、笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている場合には、末木枝条類の除去やかき起こし、あるいは稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、稚樹の発生が不十分な箇所においては植込み等の天然更新補助作業を行う。

なお、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数（期待成立本数）は、10,000本/ha程度を標準とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとし、更新完了基準は次のとおりとする。現地確認により5年を経過しても完了基準の要件を満たすことができない森林について

は、天然更新補助作業の実施を検討する。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、この基準によるもののほか、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

また、伐採後に更新すべき期間を超える伐採跡地については、早急な更新を図る。

更新完了基準

主林木の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分についてはイに定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定める。

- ・ 種子を供給する母樹が周囲や林内に十分存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ・ 主伐後に天然更新を図ったが不成功となった森林及び自然条件が類似するその近隣の森林

(4) その他必要な事項

該当なし。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐・保育の実施状況を勘案して計画事項を定める。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

【間伐基準表】

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期(林齢)				間伐の方法		
		初回	2回目	3回目	4回目 以降	(本数間伐率(%)) 間伐本数(本/ha)		
						初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て 3,000	14～ 18	19～ 26	27～ 32	長 伐 期 施 業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	ヒノキ	16～ 22	23～ 29	30～ 36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
アカマツ	16～ 20	21～ 26	27～ 32	(20～30) 700～900		(30～40) 600～800	(30～40) 300～500	
カラマツ	14～ 18	19～ 26	27～ 32	(25～35) 700～900		(25～35) 500～700	(30～40) 300～500	

※上表において、材積における間伐率は35%を超えないこととする

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う旨を定めるものとする。

また、間伐本来の目的からすれば林木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返すことが最良であることを踏まえ、実行に当たっては自然条件、造林木の生育状況及び生産目標等を勘案し、時期、回数、作業方法等を決定する。

(参考) 施業省力化を図った場合のスギ、ヒノキの最低限実施すべき間伐の時期及び回数

間伐基準表(省力化)

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期(林齢)			間伐の方法	
		初回	2回目	3回目 以降	(本数間伐率(%)) 間伐本数(本/ha)	
					初回	2回目
スギ	中仕立て	18～	28～	長 伐 期 施 業	(30～40)	(35～45)
	3,000	22	32		800～1000	600～800
ヒノキ	中仕立て	18～	30～		(20～35)	(30～40)
	3,000	24	36		600～800	500～700

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

保育の基準表

保育の種類	樹種	実施年齢・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間、年1回以上行うこと。	
つる切	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後除伐までの期間に繁茂する状況に応じて適時適切に行うこと。	クズの繁茂する箇所では、早期で処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し、根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度で生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とすること。	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

なお、本基準表は一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、自然条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な時期、回数、作業方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(3) その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の推進が不可欠であり、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入、列状間伐の実施など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大等に積極的に取り組む。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林とは、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進する森林であり、その森林の区域を、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能/土壌保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）に区分して定める。

具体的な森林の区域及び施業の方法は、市町村森林整備計画において定められるものであるが、その設定にあたっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定める。

なお、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能発揮に支障がないよう留意する必要がある。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の重要な用水源の周辺に存する森林であって、水源涵養^{かん}機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

a 地形

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

b 気象

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c その他

大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出・崩壊の防備など、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

a 地形

- (a) 傾斜が急な箇所であること。
- (b) 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- (c) 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b 地質

- (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- (c) 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- (d) 流れ盤となっている箇所であること。

c 土壌等

- (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- (c) 石礫地から成っている箇所であること。
- (d) 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）

日常生活に密接な関わりを持つ里山等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成

する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能の維持増進を図る森林で、次のいずれかに該当する森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}機能）については、伐期の間隔を拡大するとともに、伐採面積の規模を縮小した皆伐を行い、水源涵養^{かん}機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行う。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行う。適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても公益的機能の発揮の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能とする。なお、長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、希少な生物の保護のために必要な森林については、原則として択伐による複層林施業を選択する。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、以下のとおりとする。

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、特に効率的な森林施業が可能な森林においては、人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行い、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、森林施業用の車両に加え一般車両の走行を想定する「林道」、支線として林道の機能を補完し主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、林道及び林業専用道と施業地とを直結し集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した線形選択、排水施設や土場等の適切な設置を推進する。さらに、林道の改築・改良に当たっては、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、走行車両の大型化対応等の効果を分析し、費用対効果の観点を踏まえた上で、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るとともに計画的かつ効率的に整備を行う。

○ 基幹路網の現状

(路線、km)

区分	路線数	延長
基幹路網	138	463
うち林業専用道	5	16

注) 令和6年度開設見込み量を含む

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	40m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	35m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上	25<15>m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上	20<15>m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注) <>書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

路網密度の水準及び作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網の整備と併せて森林施業の集約化による効率的な森林施業を推進するため、路網整備等推進区域を設定する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網整備を図る観点から、林道規程、山梨県林業専用道作設指針、山梨県森林作業道作設指針に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて行う。

特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林においては、地表を極力損傷しないよう、架線集材等による。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(6) その他必要な事項

該当なし。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、県、市町村、森林組合等が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林との緊密な連携を図りつつ、以下のとおり推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけや、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、情報の提供や助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指す。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図る。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林GIS等による森林情報の整備を進めるとともに、関係者による情報の共有に努める。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の体質強化

本計画区内においては、現在4つある森林組合を中心とした林業経営体の組織・経営基盤の強化が必要である。このため、山梨県林業労働センター等と連携し、森林組合等の林業経営体における他産業並みの労働条件の確保並びに事業の合理化を促進し、収入確保を図るための多角的な経営を推進する。

また、経営方針を明確化し、ICTを活用した生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、経営感覚に優れた林業経営体を育成する。

イ 林業従事者の養成・確保

森林施業の生産性向上に向けて、研修の開催等により、提案型集約化施業を實踐できる能力向上の支援を進めるなどフォローアップ体制の強化を図っていくほか、ICTを活用した高度な林業技術など造林から伐採まで幅広い知識・技術を有する人材の育成に努める。

また、令和4年4月に開講した専門学校山梨県農林大学校森林学科において、林業の現場で即戦力となる高度な知識と技術を備え、将来、林業経営体の中核を担う人材を育成していく。

さらに、山梨県林業労働センターによる就業希望者等を対象とした研修等を実施するなど、林業への新規就業の促進を図る。

併せて、多様な人材の確保に向け、林業への新規参入・起業の促進、建設業等異業種との連携、女性・高齢者の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等を図る。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入の促進

本計画区の林業事業体による高性能林業機械保有状況は、令和5年度末現在で、プロセッサ2台、ハーベスタ8台、フォワーダ13台、スイングヤーダ6台、タワーヤーダ1台その他高性能林業機械7台となっている。

これらの高性能林業機械を活用するとともに、今後は更にICT機器を導入することにより、主伐や利用間伐の生産性を向上させ施業の低コスト化を推進する。

イ 低コスト作業システムの推進

現場の作業の効率化を図るため、地形や路網密度に応じた低コスト作業システムの基準を表4-6-1、表4-6-2に示す。なお、実際の作業現場に適用する場合は、経営形態や地域の特性などを考慮して選択する必要がある。

表4-6-1 コスト作業システムの分類例（山梨県森林総合研究所作成）

①	ハーベスタ+(グラップル)+フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル(ウィンチ)木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+(グラップル)+スキッド+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)	

表-4-6-2 低コスト作業システム選択表(山梨県森林総合研究所作成)

傾斜	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩:20° 未満 中:20° 以上~30° 未満 急:30° 以上

〈路網密度〉 密:100m/ha以上 中:50m/ha以上~100m/ha未満 疎:50m/ha未満

低コスト作業システムの例

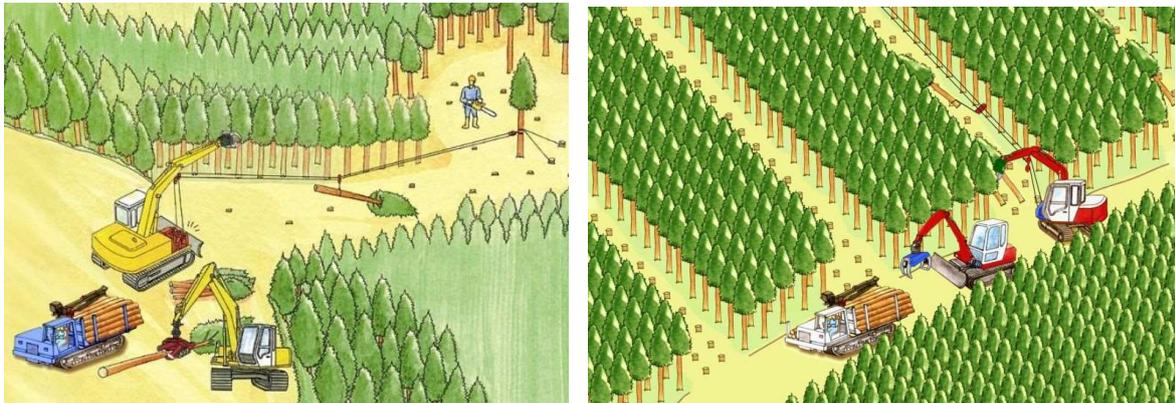
1. チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ…②

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 グラップル
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 フォワーダ



2. チェーンソー＋スイングヤーダ＋プロセッサ＋(フォワーダ)…⑥

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 スイングヤーダ
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 (フォワーダ)・・・林道敷を土場敷とし、造材後はトラック輸送を目指す



(イラスト提供「イワフジ工業(株)」)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する指針

ア 林業・木材産業関連事業者によるサプライチェーンの構築

県産木材の需要拡大に大きく貢献する住宅などの建築用材の利用促進に向け、供給力や生産性の向上、流通コストの削減を図るため、木材を供給する川上側の林業と、川中・川下側の木材関連産業が連携したサプライチェーンを構築し、流通過程の合理化を進める。

また、南部町に位置する原木市場に県外からも多数の買方が訪れていることから、県有林のFSC認証や県産材認証制度も活かしつつ県産材の流通拡大を図る。

イ 県産材の利用拡大

「県産木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、市町村と連携を図りながら、公共建築物の木造・木質化と併せて、公共土木工事における県産材利用を推進するとともに、民間建築物においても県産木材の利用拡大を図る。

ウ 木材加工の合理化

山梨県森林総合研究所による技術指導により、建築士、工務店が安心して使用でき、建築基準等にも対応した品質の確かな県産材製品の供給に努める。

エ その他

製材加工の過程で排出される端材やオガ粉などの製材残材や、森林の伐採過程で発生する曲がり材、末木枝条、未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして活用していくため、木材チップ・ペレット等の加工施設やこれを燃料とするボイラー等の利用施設の整備を推進するとともに、稼働の始まった木質バイオマス発電所への木質バイオマスの供給体制の整備を推進する。

また、最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

(6) その他必要な事項

近年の自然志向・健康志向の高まりなどから、山村における森林・林業体験活動への参加や山村への定住、森林空間の活用に対する県内外のニーズが高まってきている。また、企業における森林吸収源対策など社会貢献活動への関心も高まっており、やまなし森づくりコミッションの仲介により、企業による森林整備も行われている。これらの活動を通じて、都市と山村との交流を促進するとともに、山村の生活環境基盤の整備を通じて定住条件を改善することにより、山村地域の活性化を図っていく。

第4 森林の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅱ計画事項第2に定める「森林の整備及び保全の基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の適正な運用に努める。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の土地の形質の変更により発生する種々の災害を未然に防止するため、山地災害防止機能／土壌保全機能を高度に発揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林を林地の保全に特に留意すべき森林として別表のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石または樹根の採掘、開墾その他土石の切取、盛土等の土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意する。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容に留意して、その実施地区の選定を行う。

土石の切取、盛土等を行う場合は、適切な勾配を確保することとし、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設及び地表流下水または地中水を適切に処理するための排水施設を設ける。

その他、土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全処置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の配置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、山梨県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、気象等の自然環境、過去に発生した災害及び周辺における土地利用、水利用、景観等を総合的に勘案し、森林の有する土砂の流出・崩壊の防止、水源涵養等の機能の維持が図られるよう十分留意した上で森林の適切な利用を行うものとする。

(別表) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

区分	所在地区(林班)		
	全指定	一部指定	
県有林	1～9, 11～12, 18～27, 29～30, 32～70, 72～73, 75～76, 78～80, 86, 88～92, 96～100, 103～115, 120～121, 124～127, 129, 135～144, 146～164, 166～173, 175～178, 184, 188～190	10, 17, 28, 31, 71, 74, 77, 81～85, 87, 93, 101～102, 116～117, 119, 122～123, 128, 130～133, 145, 165, 174, 179, 181, 183, 185, 187, 191～194	
民有林	市川三郷町	1～2, 4～5, 8～9, 12, 14～15, 17～20, 23～24, 114, 118～121	3, 10, 13, 16, 22, 101～113, 115～117, 201～205, 207, 209～210
	早川町	9, 15～16, 19, 21～22, 25～30, 33～34, 36～49, 52～53, 55, 57～60, 62～66, 75～78, 80～87, 92～99, 106～109, 112～113, 120～130, 132～135, 137～148, 150～157, 159, 161～164, 167～175, 177～185, 188～205, 209～212	2～6, 8, 10～14, 17～18, 20, 23, 24, 31～32, 35, 50～51, 54, 56, 61, 67～74, 79, 88～91, 100～105, 110～111, 114～119, 131, 136, 149, 158, 160, 165～166, 186～187, 206～208
	身延町	14, 16, 28, 30, 33～35, 41～45, 47～49, 53, 55, 56, 68～69, 84～86, 88, 111～112, 114～115, 117～144, 195, 198, 202, 204, 214, 217～303, 311～313, 403～405, 411～412, 416, 420, 430, 433	3～10, 12, 15, 19～20, 22～23, 25, 27, 29, 32, 36～39, 46, 52, 54, 57～58, 61～67, 70～74, 76～83, 87, 89～102, 104～110, 145～146, 148～151, 153～173, 176～177, 179～182, 184～185, 187～188, 190, 192～194, 197, 199～200, 203, 205～213, 215～216, 304～306, 309, 401～402, 408～409, 413～415, 417～419, 421～428, 431～432, 434～437, 439～444
	南部町	1～3, 13～15, 18～21, 23～24, 30～31, 33～34, 48, 54, 60～61, 63, 65～68, 71, 80, 102, 104～105, 112～114, 137, 204～228	4～7, 12, 16～17, 26～29, 35～42, 44～47, 49～51, 53, 55～56, 58～59, 64, 70, 74～79, 81～101, 103, 107～111, 115, 117～128, 130～132, 135, 139, 141～155, 201～203
	富士川町	3, 103, 105～106, 108～115, 117, 125～129	1～2, 4～6, 8～21, 23～28, 31～102, 104, 107, 116, 118～124, 130～133

区分	面積(ha)		
	全指定	一部指定	計
計画区総数	26,088	6,306	32,394
県有林総数	24,368	5,896	30,264
民有林総数	1,720	409	2,130
市川三郷町	13,010	2,763	15,773
早川町	4,837	1,800	6,638
身延町	4,268	1,376	5,643
南部町	1,070	608	1,679
富士川町	0	0	0

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ計画事項の第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の整備に関する事項」に即し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配置状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に重点を置いて計画的に指定を推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

山地災害の未然防止を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を行う。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、保安林の指定により対応することから、新たな保安施設地区の指定は行わない。

(3) 治山事業の実施に関する方針

近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部等からの崩壊による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化に資するため次の取り組みを行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組み合わせによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置、危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

上記対策の実施に際して、流域治水プロジェクトの関係者との連携を図るとともに、これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区の情報提供などソフト対策も一体的に実施する。

また、既存施設の長寿命化を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTの導入を推進する。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件を全て満たす森林については、当該保安林を特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図る。

特定保安林の区域内で、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図る。要整備森林の対象とする森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容等から森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林とする。なお、治山事業の対象地等の、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林については、要整備森林の対象とはしない。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期間を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能が確保されるよう早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の整備や標識の設置等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針等を定める。

ア 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができる。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林等であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携して対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

本計画区内の松くい虫による被害については、被害面積、被害材積ともに減少しているが、引き続き適切な防除を図るため、市町村や地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図ることとする。

なお、近県において大きな被害が生じているナラ枯れについては、本計画区における被害はやや減少傾向にあるものの、引き続き被害木の早期発見と防除に努め、被害拡大の未然防止を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置等、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道や啓発のための標識板等を整備しつつ、森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

なお、林野火災の防止については、12月～5月の山火事が発生し易い時期を中心に「山火事防止パトロール」を実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行う。

造林のための地拵えや害虫駆除のため火入れを行う場合は火入れに関する条例や市町村森林整備計画に定める留意事項に従い、所在市町村長の許可を得て行う。

(4) その他必要な事項

該当なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、次の事項を指針として、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることができる。

(1) 保健機能森林の区域の基準

次の①～⑤の全ての要件を満たしている森林について保健機能森林の区域を設定することができる。

- ①湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- ②地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設を一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当であること。
- ③施業の担い手となる林業事業体等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能であること。
- ④その森林の区域内における施設の整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みがあること。
- ⑤施設の設置により、その森林の現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん}県土保全等の機能の低下を補完する役割を有していることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業などにより、優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行う。

また、森林所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるように努める。

整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

- ①休養施設、②教養文化施設、③スポーツ又はレクリエーション施設、④宿泊施設、⑤ ①～④までに掲げる施設の利用上必要な施設

また、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定める。

ウ その他必要な事項

(ア) 保健機能森林の管理・運営の方針

ア) 保健機能森林の管理・運営にあたっては、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努めること。

イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。

ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努めること。

(イ) 自然環境の保全及び国土の保全

保健機能森林の設定、整備にあたっては、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び県土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等県土の保全に配慮すること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,040	1,002	38	560	526	34	480	475	5
前半5カ年の計画量	520	504	16	225	212	14	295	292	3

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	13,000
前半5カ年の計画量	6,500

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,600	1,440
前半5カ年の計画量	800	690

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	28	31.7	10	19.6	73	52.3	38	31.9
前半5カ年の計画量	11	13.0	5	7.0	18	14.0	3	3.0

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙

①開設

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	市川三郷町	桜峠	0.2	201		1	
小計				1	0.2				
開設	自動車道	林道	富士川町	足馴峠	1.0	1,652	○	2	
〃	〃	〃	〃	矢川平尾	0.8	13		3	
〃	〃	〃	〃	仙洞田	0.7	68		4	
〃	〃	〃	〃	メハジキ	0.7	48		5	
〃	〃	〃	〃	清水鳥屋	1.0	52		6	
〃	〃	林業専用道	〃	赤石高下 1号支線	0.5	107	○	7	
〃	〃	〃	〃	五開茂倉 1号支線	2.0	177	○	8	
開設(改築)	〃	林道	〃	丸山	(1.0)	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	五開茂倉	(1.0)	2,408	○		
〃	〃	〃	〃	五開	(4.0)	228			
〃	〃	〃	〃	長知沢	(1.0)	90			
小計				(4) 7	(7.0) 6.7				
開設	自動車道	林道	早川町	足馴峠	0.5	1,652	○	9	
〃	〃	〃	〃	別当代山	0.2	151		10	
〃	〃	〃	〃	戸屋	2.4	201	○	11	
〃	〃	林業専用道	〃	五開茂倉 1号支線	0.5	177	○	12	
開設(改築)	〃	林道	〃	五開茂倉	(2.1)	2,408			
〃	〃	〃	〃	丸山	(1.0)	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	井川雨畑	(2.0)	6,888	○		
小計				(3) 4	(5.1) 3.6				
開設	自動車道	林道	身延町	八坂峠	2.0	101	○	13	
〃	〃	〃	〃	遅沢江尻窪	0.6	55		14	
〃	〃	林業専用道	〃	小沢川1号支線	3.2	76		15	
〃	〃	〃	〃	湯之奥猪之頭 1号支線	1.6	200		16	
開設(改築)	〃	林道	〃	湯之奥猪之頭	(2.0)	1,434			
〃	〃	〃	〃	豊岡梅ヶ島	(2.0)	1,939	○		
小計				(2) 4	(4.0) 7.4				

開設	自動車道	林道	南 部 町	思 親 山	0.8	27		17	
〃	〃	〃	〃	黒 金 鉢	0.2	68		18	
〃	〃	〃	〃	上 古 草 里	0.4	100		19	
〃	〃	〃	〃	樽 峠	1.2	34		20	
〃	〃	〃	〃	貫 ケ 岳 西	0.1	344	○	21	
〃	〃	〃	〃	大 焼 御 殿 山	0.8	39		22	
〃	〃	〃	〃	鯨 野 森 山	1.7	111	○	23	
〃	〃	〃	〃	地 蔵 峠	2.0	214	○	24	
〃	〃	〃	〃	佐野峠思親山線	0.3	248	○	25	
〃	〃	林業専用道	〃	貫 ケ 岳 西 1 号 支 線	1.6	74		26	
〃	〃	〃	〃	上 石 合 山 1 号 支 線	2.1	138		27	
〃	〃	〃	〃	石合1号支線	2.6	40		28	
開設(改築)	〃	林道	〃	上 石 合 山	(3.5)	219			
小計				(1)	(3.5)				
				12	13.8				
開設合計				(10)	(19.6)				
				28	31.7				

②改良

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	市川三郷町	折 八 古 関	0.5	1,230		
〃	〃	〃	〃	千波滝畑熊	0.5	280		
〃	〃	〃	〃	下 芦 川	0.5	239		
〃	〃	〃	〃	桜 峠	1.0	201		
〃	〃	〃	〃	山 保	0.5	198		
小計				5	3.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士川町	丸 山	0.5	2,244	○	
〃	〃	〃	〃	丸 山 支 線	0.5	93		
〃	〃	〃	〃	櫛 形 山	0.5	2,679		
〃	〃	〃	〃	足 馴 峠	1.0	1,652	○	
〃	〃	〃	〃	赤 石 高 下	0.5	753		
〃	〃	〃	〃	池 の 茶 屋	0.5	113		
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線	1.0	290	○	
〃	〃	〃	〃	北 山	4.7	83		
〃	〃	〃	〃	箱 平	2.6	81		
〃	〃	〃	〃	大 久 保 平	0.5	86		
〃	〃	〃	〃	仙 洞 田	0.5	68		
〃	〃	〃	〃	五 開 茂 倉	0.5	2,408	○	
〃	〃	〃	〃	富 士 見 山	1.0	2,313	○	
〃	〃	〃	〃	五 開	0.5	228		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋	1.0	53		
〃	〃	〃	〃	柳 川 箱 原	1.0	93		
〃	〃	〃	〃	立 石 清 水	1.0	120		
〃	〃	〃	〃	奥 山	0.5	49		
〃	〃	〃	〃	花 房	0.5	63		
〃	〃	〃	〃	長 知 沢	0.5	90		
〃	〃	〃	〃	清 水 鳥 屋	0.5	141		
〃	〃	〃	〃	小 塚	1.0	104		
〃	〃	林業専用道	〃	足馴峠1号支線	1.0	99	○	
〃	〃	〃	〃	足馴峠2号支線	0.5	73	○	
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線 1号支線	1.0	126	○	
〃	〃	〃	〃	赤石高下1号支 線	0.5	107		
小計				26	23.8			
拡張(改良)	自動車道	林道	早川町	井 川 雨 畑	0.5	6,888	○	
〃	〃	〃	〃	丸 山	0.5	2,244	○	
〃	〃	〃	〃	足 馴 峠	0.5	1,652		
〃	〃	〃	〃	広 河 原	1.0	1,983		
〃	〃	〃	〃	富 士 見 山	1.5	2,313		
〃	〃	〃	〃	五 開 茂 倉	1.0	2,408		
〃	〃	〃	〃	別 当 代 山	1.0	151		
〃	〃	〃	〃	赤 沢	0.5	128		
〃	〃	〃	〃	黒 桂	0.5	88		
小計				9	7.0			

拡張(改良)	自動車道	林道	身延町	湯之奥猪之頭	0.5	1,434	○	
〃	〃	〃	〃	豊岡梅ヶ島	0.5	1,939	○	
〃	〃	〃	〃	大島峠	0.6	36		
〃	〃	〃	〃	折八古関	0.5	1,230		
〃	〃	〃	〃	三石山	2.5	3,710	○	
〃	〃	〃	〃	富士見山	1.0	2,313	○	
〃	〃	〃	〃	栃代釜額	0.5	580		
〃	〃	〃	〃	身延南谷	0.3	92		
〃	〃	〃	〃	梅平北清子	0.5	89		
〃	〃	〃	〃	小沢川	0.5	134		
〃	〃	〃	〃	相又	0.5	620		
〃	〃	〃	〃	根子	0.5	331		
〃	〃	〃	〃	大磯小磯	0.5	337		
〃	〃	〃	〃	樋之上	0.5	39		
〃	〃	〃	〃	長野	0.3	291		
〃	〃	〃	〃	赤羽根	0.2	37		
小計				16	9.9			
拡張(改良)	自動車道	林道	南部町	三石山	0.5	3,710	○	
〃	〃	〃	〃	剣抜大洞	0.5	2,785	○	
〃	〃	〃	〃	佐野峠思親山	0.5	248		
〃	〃	〃	〃	佐野峠樋之上	0.5	130		
〃	〃	〃	〃	佐野峠	0.5	88		
〃	〃	〃	〃	成島	0.5	502		
〃	〃	〃	〃	大焼	0.5	48		
〃	〃	〃	〃	佐野川	0.5	443		
〃	〃	〃	〃	杉の沢	0.5	57		
〃	〃	〃	〃	大嶺平柿元	0.5	274		
〃	〃	〃	〃	上石合山	0.5	219		
〃	〃	〃	〃	下石合山	0.5	53		
〃	〃	〃	〃	栄中部	0.5	119	○	
〃	〃	〃	〃	大峠	0.5	70	○	
〃	〃	〃	〃	貫ヶ岳西線	1.0	344		
〃	〃	〃	〃	思親山線	0.3	27		
〃	〃	〃	〃	篠井山線	0.3	11		
小計				17	8.6			
拡張(改良)合計				73	52.3			

③舗装

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	市川三郷町	下芦川	2.0	239		
〃	〃	〃	〃	桜峠	1.0	201		
小計				2	3.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士川町	足馴峠	1.0	1,652	○	
〃	〃	〃	〃	赤石高下支線	1.0	290	○	
〃	〃	〃	〃	箱平	1.0	81		
〃	〃	〃	〃	北山	0.5	83		
〃	〃	〃	〃	天池	0.5	129		
〃	〃	〃	〃	立石清水	0.5	120		
〃	〃	〃	〃	奥山	0.5	49		
〃	〃	〃	〃	花房	0.5	63		
〃	〃	〃	〃	長知沢	0.5	90		
〃	〃	〃	〃	鳥屋	0.5	53		
〃	〃	〃	〃	柳川箱原	1.0	93		
〃	〃	〃	〃	清水鳥屋	1.0	141		
小計				12	8.5			
拡張(舗装)	自動車道	林道	早川町	足馴峠	0.5	1,652		
〃	〃	〃	〃	別当代山	0.5	151		
〃	〃	〃	〃	戸屋	1.0	201	○	
小計				3	2.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	身延町	相又	1.0	620		
〃	〃	〃	〃	大城奥川	0.3	220		
〃	〃	〃	〃	小沢川	0.5	134		
〃	〃	〃	〃	大垓北	0.2	27		
〃	〃	〃	〃	長野	0.2	291		
〃	〃	〃	〃	大島	0.2	337		
小計				6	2.4			
拡張(舗装)	自動車道	林道	南部町	剣抜大洞	4.0	2,785		
〃	〃	〃	〃	大焼	1.0	48		
〃	〃	〃	〃	大森鉦取	1.0	268		
〃	〃	〃	〃	成島	1.0	502		
〃	〃	〃	〃	大垓塩沢	1.0	518		
〃	〃	〃	〃	杉の沢	1.0	57		
〃	〃	〃	〃	大嶺平柿元	1.0	274		
〃	〃	〃	〃	佐野川	1.0	443		
〃	〃	〃	〃	細久保	0.5	60		
〃	〃	〃	〃	貫ヶ岳西	1.0	344		
〃	〃	〃	〃	上石合山	0.5	219		
〃	〃	〃	〃	下石合山	0.5	53		
〃	〃	〃	〃	峰	1.0	108		
〃	〃	〃	〃	石神峠	1.0	191		
〃	〃	〃	〃	大峠	0.5	70		
小計				15	16.0			
拡張(舗装)合計				38	31.9			

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類別	面積	うち前半5カ年の計画面積	指定面積	備考
総数(実面積)	45,170	44,990	386	
水源のかん養のための保安林	39,760	39,650	220	
災害の防備のための保安林	5,480	5,410	140	
保健、風致の保存等のための保安林	1,697	1,671	26	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	水源涵養	計		220	110		
		峡南林務環境事務所	市川三郷町	21	10	水源涵養のため	
			富士川町	19	10	〃	
			身延町	79	40	〃	
			南部町	49	24	〃	
			早川町	52	26	〃	

単位 面積:ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	災害防備	計		140	70		
		峡南林務環境事務所	市川三郷町	13	7	災害防備のため	
			富士川町	12	6	〃	
			身延町	51	25	〃	
			南部町	31	16	〃	
			早川町	33	16	〃	

単位 面積: ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			26			
	保健 風致 の保 存等	峡 南 林 務 環 境 事 務 所	市川三郷町	2		公衆の保健、風致保存のため	
			富士川町	2		〃	
			身延町	10		〃	
			南部町	6		〃	
			早川町	6		〃	

単位 面積: ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		管内	市町村					
解除	計			1	1			
	水源 涵養	峡 南 林 務 環 境 事 務 所	市川三郷町					
			富士川町					
			身延町					
			南部町	1	1	公共事業等による解除		
			早川町					

単位 面積: ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		管内	市町村					
解除	計			1	1			
	災害 防備	峡 南 林 務 環 境 事 務 所	市川三郷町					
			富士川町					
			身延町					
			南部町					
			早川町	1	1	公共事業等による解除		

単位 面積:ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
解除	計						
	保健 風致 の保 存等	峡 南 林 務 環 境 事 務 所	市川三郷町				
			富士川町				
			身延町				
			南部町				
			早川町				

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在				治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	計画	区 域		前半5カ年の地区数			
		民有林	公有林				
市川三郷町	前期	20,101,102,111	143,144	6	6	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	106,107,114,115,118	133	6			
富士川町	前期	10,11,12,16,17,19	83,84,87,108,110,128,129	13	13	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	32,104,130	20,82,86,105,112,113,117,119,128,130,132,	14			
身延町	前期	35,38,39,40,53,54,65,67,71,72,73,79,113,139,154,198,418,440	10,147,148,149,152,160,161,162,165,166,167,171,175,176,177,184	34	34	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	19,20,34,37,55,56,63,76,78,80,85,135,185,200,202,203,204,205,206,306,310,312,401,414	13,101,102,103,104,150,164,165,168,173,179,183	36			
南部町	前期	13,14,15,16,17,18,37,44,45,49,74,75,76,201,204,205,207,208	1,2,188	21	21	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	3,4,27,28,29,55,60,63,64,65,66,67,68,81,84,105,106,113,126,127,210	6,174	23			
早川町	前期	14,38,45,47,55,56,71,88,139,140,156,154,211	19,26,27,30,31,53,54,55,56,57,58,61,62,80,81,90	29	29	溪間工 山腹工 改植工 本数調整伐	
	後期	10,16,18,19,27,28,34,41,42,43,44,48,49,61,62,63,80,113,114,117,122,123,124	28,29,70,74,76,91	29			
計	前期			103	103		
	後期			108			
	計						

注) ・地区数については、保安林整備、保全施設の林班数を区分せず一括して計上

(保全施設については、計画期間中に一部概成以上になる林班のみを計上)

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

森林法第33条の規定による指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
防風保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。</p> <p>また、その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。)にあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内とする。</p> <p>2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部または相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにする。</p> <p>3) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>4) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、該当保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗をおおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして、注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
防火保安林	<p>1) 原則として伐採を禁止する。</p>		

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
風致保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
落石防止保安林	<p>1) 原則として禁伐とする。 但し、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
干害防備保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は2ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。なお、伐採方法が禁伐の森林にあつては、原則として間伐も行わないものとする。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超

えるときは、10分の3とする。

- (2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

- 4 植栽本数は、おおむね1ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

- V: 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。原則として当該森林の森林簿又は森林調査簿に示されている植栽する樹種に係る地位級をもって表す。

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

- 5 標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

(2) 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

(3) 自然公園内の施業方法

ア 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の駆除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。</p>
第 一 種 特 別 地 域	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率は、当該区分の現在蓄積の10%以下とする。</p>
第 二 種 特 別 地 域	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 公園計画に基づく公園事業に係る施設(車道、歩道等)、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算出した択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては現在蓄積の60%以下とする(ただし、この場合においても、市町村森林整備計画に定める択伐率以下となるようにすること)。</p> <p>5) 皆伐法による場合、上記3)の規定による他、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。</p> <p>但し、樹冠疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または公園事業に係る施設(車道、歩道等)、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
第 三 種 特 別 地 域	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施するものとする。</p>

イ 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

(4) 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸 20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。</p> <p>2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>3) 伐根は原則禁止とする。やむを得ず伐根を行う場合は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐 採 の 限 度 及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20%以下の間伐とする。

(7) 史跡名勝天然記念物または県指定文化財に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物または県指定文化財に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条または山梨県文化財保護条例第35条により文化庁長官または知事の許可が必要である。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削等の行為を行う場合には、文化財保護法第93条又は第94条に基づく届出または通知が必要である。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、風致地区条例により知事または各市町村長の許可が必要である。

なお、当該条例により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

- ア 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採
- イ 森林の択伐
- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が1 ha 以下のもの。

(11) 自然環境保全地区等の施業方法

ア 自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

イ 景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%
- b その他の場合：伐採対象面積 300 m²

ウ 歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%
- b その他の場合：伐採対象面積 300 m²

エ 自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 20%

b その他の場合：伐採対象面積 2,500 m²

オ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

（12）富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、世界文化遺産にふさわしい景観に十分配慮した森林整備を推進することが必要である。

（13）ユネスコエコパーク区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生がなされるよう、十分配慮した森林整備を推進することが必要である。

2 その他必要な事項

該当なし。